

協議第 77 号

平成 16 年 4 月 28 日確認

特別職の職員の身分の取扱いについて

特別職の職員の身分の取扱いについて別紙のとおり提出する。

平成 16 年 4 月 28 日提出

津地区合併協議会

会長 近藤 康雄

協議項目	11 特別職の職員の身分の取扱い	調整の内容(案)	1 常勤の特別職に属する職員及び教育長に係る身分の取扱いについては、法令に定めるところによる。 2 非常勤の特別職に属する職員に係る身分の取扱いについては、法令に定めるもののほか、それぞれの職の設置の必要性等を勘案し、10市町村の長が調整を行うものとする。 3 新市の職務執行者については、10市町村の長が別に協議して定めるものとする。
関係項目			

特別職の身分の取扱いに関する法令

地方公務員法

第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、左に掲げる職とする。

1 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

1の2 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職

1の3 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

2 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会(審議会その他これに準ずるものを含む。)の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

3 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

4 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

5 非常勤の消防団員及び水防団員の職

地方自治法

第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

1 教育委員会

2 選挙管理委員会

3 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会

4 監査委員

2項(略)

3 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。

1 農業委員会

2 固定資産評価審査委員会

第203条 普通地方公共団体は、その議会の議員、委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員(再任用短時間勤務職員を除く。)に対し、報酬を支給しなければならない。

2 前項の職員の中議会の議員以外の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。但し、条例で特別の定をした場合は、この限りでない。

3 第1項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

4 普通地方公共団体は、条例で、その議会の議員に対し、期末手当を支給することができる。

5 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

◎市町村長

地方自治法

第139条 1項(略)

2 市町村に市町村長を置く。

第140条 普通地方公共団体の長の任期は、4年とする。

2項(略)

◎助役

地方自治法

第161条 1項(略)

2 市町村に助役1人を置く。但し、条例でこれを置かないことができる。

3 副知事及び助役の定数は、条例でこれを増加することができる。

第162条 副知事及び助役は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。

第163条 副知事及び助役の任期は、4年とする。但し、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができる。

◎収入役

地方自治法

第168条 1項(略)

2 市町村に収入役1人を置く。但し、町村は、条例で収入役を置かず町村長又は助役をしてその事務を兼掌させることができる。

3 都道府県は条例で副出納長を、市町村は条例で副収入役を置くことができる。

4 副出納長及び副収入役の定数は、条例でこれを定める。

5 副出納長及び副収入役は、事務吏員の中から、普通地方公共団体の長がこれを命ずる。

6項(略)

7 第141条、第142条、第159条、第162条、第163条本文及び第164条の規定は、出納長及び収入役にこれを準用する。

8・9項(略)

第170条 1～4項(略)

5 副出納長又は副収入役を置かない普通地方公共団体にあつては、普通地方公共団体の長は、出納長若しくは収入役に事故があるとき、又は出納長若しくは収入役が欠けたときその職務を代理すべき吏員を定めて置かなければならない。

6項(略)

◎教育長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第16条 教育委員会に、教育長を置く。

2 教育長は、第6条の規定にかかわらず、当該教育委員会の委員(委員長を除く。)である者のうちから、教育委員会が任命する。

3 教育長は、委員としての任期中在任するものとする。ただし、地方公務員法第27条から第29条までの規定の適用を妨げない。

4項(略)

◎水道事業管理者

地方公営企業法

第2条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業(これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。)に適用する。

- 1 水道事業(簡易水道事業を除く。)
- 2 工業用水道事業
- 3 軌道事業
- 4 自動車運送事業
- 5 鉄道事業
- 6 電気事業
- 7 ガス事業

2・3項(略)

第7条 地方公営企業を経営する地方公共団体に、地方公営企業の業務を執行させるため、第2条第1項の事業ごとに管理者を置く。ただし、条例で定めるところにより、政令で定める地方公営企業について管理者を置かず、又は2以上の事業を通じて管理者1人を置くことができる。なお、水道事業(簡易水道事業を除く。)及び工業用水道事業を併せて経営する場合又は軌道事業、自動車運送事業及び鉄道事業のうち2以上の事業を併せて経営する場合においては、それぞれ当該併せて経営する事業を通じて管理者1人を置くことを常例とするものとする。

第7条の2 管理者は、地方公営企業の経営に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が任命する。

2・3項(略)

- 4 管理者の任期は、4年とする。
- 5 管理者は、再任されることができる。
- 6 管理者は、常勤とする。
- 7～11項(略)

第8条 1項(略)

2 第7条ただし書の規定により管理者を置かない地方公共団体においては、管理者の権限は、当該地方公共団体の長が行う。

◎行政委員会

地方自治法

第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

- 1 教育委員会
- 2 選挙管理委員会
- 3 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会
- 4 監査委員

2項(略)

3 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。

- 1 農業委員会
- 2 固定資産評価審査委員会

4項(略)

5 普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、法律に特別の定があるものを除く外、非常勤とする。

6～8項(略)

◎教育委員会

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第3条 教育委員会は、5人の委員をもって組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは指定都市が加入するものの教育委員会にあつては6人の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するもの(次条第3項及び第7条第2項から第4項までにおいて単に「町村」という。)の教育委員会にあつては3人の委員をもって組織することができる。

第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2～4項(略)

第5条 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる

◎選挙管理委員会

地方自治法

第181条 普通地方公共団体に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員を以てこれを組織する。

第182条 選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するものうちから、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。

2 議会は、前項の規定による選挙を行う場合においては、同時に、同項に規定する者の中から委員と同数の補充員を選挙しなければならない。補充員がすべてなくなつたときも、また、同様とする。

3～8項(略)

第183条 選挙管理委員の任期は、4年とする。但し、後任者が就任する時まで在任する。

2～4項(略)

◎公平委員会

地方公務員法

第7条 1・2項(略)

3 人口15万未満の市、町、村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置くものとする。
4項(略)

第9条 人事委員会又は公平委員会は、3人の委員をもって組織する。

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者の中から、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

3～9項(略)

10 委員の任期は、4年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

11～13項(略)

◎監査委員

地方自治法

第195条 普通地方公共団体に監査委員を置く。

2 監査委員の定数は、都道府県及び政令で定める市にあつては4人とし、その他の市にあつては条例の定めるところにより3人又は2人とし、町村にあつては2人とする。

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(以下本款において「識見を有する者」という。)及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が4人のときは2人又は1人、3人以内のときは1人とするものとする。

2～5項(略)

◎固定資産評価審査委員会

地方税法

第423条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人以上とし、当該市町村の条例で定める。

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者の中から、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

4・5項(略)

6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7～9項(略)

◎新市職務執行者

地方自治法施行令

第1条の2 普通地方公共団体の設置があつた場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であつた者(地方自治法第152条又は第252条の17の8第1項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であつた者を含む。)のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。

2 前項の場合において協議が調わないときは、都道府県の設置にあつては総務大臣、市町村の設置にあつては都道府県知事は、同項に掲げる者の中から当該普通地方公共団体の長の職務を行うべき者を定めなければならない。

3項(略)

先進事例

【あきる野市】

特別職の身分の取扱いについては、2市町の長が別に協議して定めるものとする。

【篠山市】

(1) 新町の職務執行者については、4町の長が別に協議して定めるものとする。

(2) 行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特例の規定のある場合は、その規定を適用する。規定のない場合は、新町において新たに選任するものとする。

【さぬき市】

(1) 特別職及び行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特例の定めのある場合は、その規定を適用する。なお、規定のない場合は、5町の長が協議して定める。

(2) 新市の職務執行者については、5町の長が別に協議して定めるものとする。

【山県市】

(1) 新市の職務執行者については3町村の長が別に協議して定めるものとする。

(2) 特別職及び行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法に特例の定めのある場合は、その規定を適用する。なお、当該規定のない場合は、3町村の長が協議して定めるものとする。

【静岡市】

基本的には、失職するものとし、新市発足後の暫定的な取扱いについては、法令の規定のとおりとする。

【周南市】

(1) 2市2町の常勤の特別職等の職員の身分の取扱いについて、市長・町長であった者は、合併後2年以内の間引き続き新市の特別職の職員とする。

(2) 2市2町の行政委員会委員等の身分の取扱いについては、法令の規定によるものとし、規定のない場合は、新市において新たに選任する。

【いなべ市】

特別職の職員(消防団員を除く。)については、その設置、人数、任期、報酬等について、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。

(1) 市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。

(2) 議会議員の報酬の額については、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。

(3) 教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員、公平委員会の委員、農業委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。

(4) その他の条例で定める特別職の職員については、4町すべてに設置されていて、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。各町で設置されているものは、新市において速やかに調整する。委員数、任期、報酬額等は現行の制度をもとに調整する。

構成市町村の特別職等の現況

(常勤の特別職関係)

平成16年4月1日現在

		津 市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町	香 良 洲 町	一 志 町	白 山 町	美 杉 村
市町村長	任期満了日	H18.7.13	H17.5.26	H19.8.2	H16.10.27	H17.6.14	H19.11.29	H18.1.22	H17.9.30	H17.3.17	H19.4.29
	報酬月額	1,130,000	1,000,000	915,000 (640,500)	830,000	795,000	830,000	820,000	850,000	850,000	763,000
助役	任期満了日	H18.6.30	H18.3.31	—	—	—	H19.3.31	H18.3.31	H19.12.31	H17.3.31	H19.5.31
	報酬月額	870,000	750,000	—	—	—	630,000	650,000	670,000	670,000	602,000
収入役	任期満了日	H16.9.28	H18.5.31	H20.3.31	H17.1.10	H17.3.31	—	H20.3.31	H18.4.11	H18.3.31	H19.5.31
	報酬月額	740,000	690,000	640,000	600,000	570,000	—	590,000	610,000	610,000	552,000
教育長	任期満了日	H16.9.30	H17.1.31	H19.9.30	H16.11.8	H18.9.30	H17.9.30	H18.9.30	H16.9.30	H16.12.25	H20.1.26
	報酬月額	740,000	690,000	610,000	600,000	560,000	600,000	590,000	610,000	610,000	552,000
水道事業管理者	任期満了日	H20.3.31	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	報酬月額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(行政委員関係)

平成16年4月1日現在

	津 市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町	香 良 洲 町	一 志 町	白 山 町	美 杉 村
教育委員会委員長	月額 102,000	月額 71,500	月額 39,000	月額 39,000	月額 37,000	月額 39,000	月額 29,000	月額 29,000	月額 29,000	月額 65,000
教育委員会委員	月額 76,500	月額 51,000	月額 26,000	月額 26,000	月額 26,000	月額 26,000	月額 26,000	月額 26,000	月額 26,000	月額 28,000
選挙管理委員会委員長	月額 41,000	月額 16,600	年額 95,000	年額 95,000	年額 95,000	年額 95,000	1回 5,000	日額 5,000	日額 5,000	日額 9,000
選挙管理委員会委員	月額 30,600	月額 10,400	年額 85,000	年額 85,000	年額 85,000	年額 85,000	1回 5,000	日額 5,000	日額 5,000	日額 8,000
監査委員(常勤)	月額 550,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—
監査委員(非常勤)	月額 200,000	月額 200,000	月額 39,000	月額 39,000	月額 37,000	月額 50,000	月額 57,000	月額 70,000	月額 58,000	月額 114,000
監査委員(議会選出)	月額 48,000	月額 35,000	月額 26,000	月額 26,000	月額 26,000	月額 26,000	月額 37,000	月額 47,000	月額 47,000	月額 39,000
固定資産評価審査委員会委員	日額 8,800	年額 43,000	日額 6,900	日額 6,900	日額 6,900	日額 6,900	日額 5,000	日額 5,000	日額 5,000	日額 5,300
公平委員会委員長	—	—	—	—	—	—	1回 5,000	1回 5,000	—	年額 30,000
公平委員会委員	日額 8,800	日額 6,900	日額 6,900	日額 6,900	日額 6,900	日額 6,900	1回 5,000	1回 5,000	日額 5,000	年額 26,000